

I 序 論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

銚田市は、平成19年3月に、「銚田市総合計画（基本構想、前期基本計画）」を策定し、地域の多彩な魅力にさらに磨きをかけながら、「心の豊かさ」と「環境共生」を目指すとともに、将来像を『「いのち」と「暮らし」の先進都市』と定め、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、「自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21世紀のまち」を目指しています。

また、旭村、銚田町、大洋村の1町2村は、法定合併協議会での協議を経て、平成17年10月11日に合併し、銚田市としてスタートしました。この合併による効果を最大限に活かし、新市の一体感と活力により、計画的な行政運営や改革を進め、住民福祉の一層の向上を目指しています。

一方、近年の社会情勢では、経済構造や人口構造の変化、技術革新、生活サービスの充実、価値観の変化など市民を取り巻く社会環境は複雑化しており、厳しい財政状況のなかで、多様化する市民の要求に応えるため、自治体独自の政策及び財政運営がますます重要となっています。

さらに、東日本大震災では、東北地方と関東地方の広大な範囲で被害が発生しており、本市においても、防災面にとどまらず、経済面などにも影響が出ていることにより、市民生活の平常化に向けた取り組みも必要となっています。

このような背景の中、前期基本計画（平成19年度～平成23年度）の成果を検証し、その検証結果を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状と課題を明らかにし、基本構想の将来像に掲げた『「いのち」と「暮らし」の先進都市』の実現を目指し、総合計画後期基本計画を策定するものです。

2 総合計画の4つの指針

本計画は、本市の将来像や基本施策などを明らかにするものであり、次の4つの役割を担います。

(1) まちづくりの指針

まちづくりは、行政がリードして計画をするものではなく、市民との対話、協調、協働といった場を実現し、市民の理解を得ながら、市民本位の視点に立って進めることが何よりも大切です。そのため、市民にわかりやすく、計画そのものが、市民のためであるという視点で計画を策定し、市民と行政が共にまちづくりを進めていくための指針としての役割を担います。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興の指針

東日本大震災では、広大な範囲で被害が発生し、また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質漏れや大規模停電も重なり、全国的に経済的な被害ももたらされました。さらに、福島第一原発事故による放射性物質飛散拡大や風評被害により、市民生活や地域経済・産業などへの影響を受けている状況です。そのため、被害の復旧だけではなく、本市が震災の前にも増して活力にあふれ、安心して安全なまちとして発展する計画を目指し、東日本大震災を乗り越えるための指針としての役割を担います。

(3) 行財政運営の指針

地方分権により、自己決定、自己責任という行政システムの構築が求められています。そのため、開かれた市政、一層の行財政の効率化など、地方分権に対応した計画を目指し、総合的で計画的な行財政運営を行うための指針としての役割を担います。

(4) 他の行政機関などとの相互調整の指針

国・県などの諸計画に示された現状認識及び施策の方向を的確にとらえるとともに、本市の各種計画との整合も図り、実現性のある計画を目指し、国および県が策定する計画との相互調整の指針としての役割を担います。

3 計画の構成と期間

銚田市総合計画は、平成19年度から平成28年度まで、10年間のまちづくりの基本姿勢を示す「基本構想」と5年間の基本構想を実現するための施策内容を示した「基本計画」、さらに3カ年の施策や事業を示した「実施計画」からなります。

(1) 基本構想

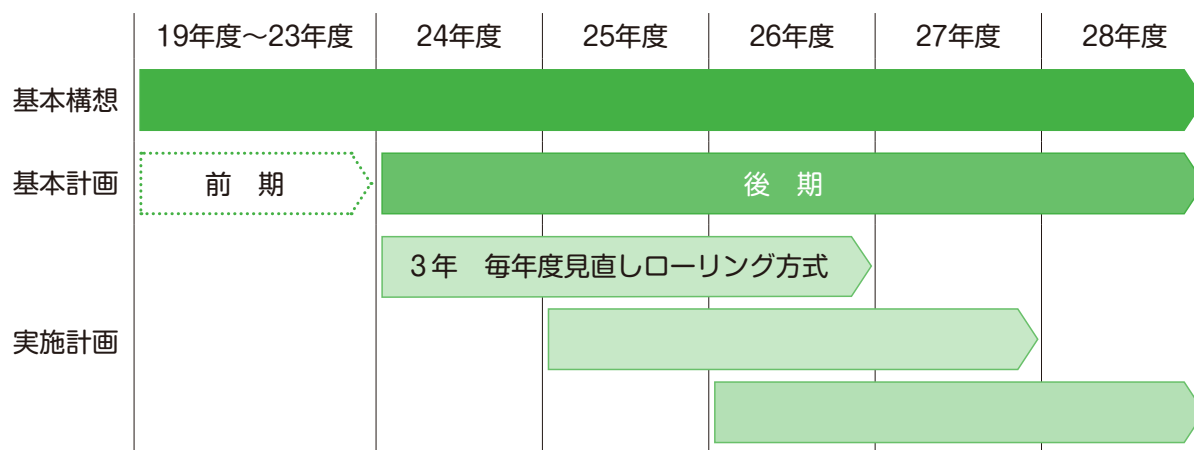
内 容	本市の目指す中長期的な将来像と、それを実現するための施策大綱を明らかにした“まちづくりの指針”となるものです。
期 間	平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする10年間

(2) 基本計画

内 容	基本構想を具体化するための施策の内容を展開したもので、施策の方向と達成すべき将来目標を定めるものです。
期 間	〔前期〕 平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年度とする5年間 〔後期〕 平成24年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする5年間

(3) 実施計画

内 容	基本計画において定めた施策を効果的に実施するための具体的な計画で、毎年度の事業実施・行財政運営の指針となるものです。
期 間	3カ年を計画期間とし、事業の進捗を勘案しながら毎年度計画内容を見直すローリング方式



第2章 本市の概況

1 地 勢

本市は、県の東南部、茨城県鹿行エリアの最北部から中央部にかけて位置し、県都水戸市、筑波研究学園都市であるつくば市、鹿島港まではいずれも30km圏内、成田空港までは50km圏内、首都東京まで90km圏内にあります。

市域は、東の鹿島灘に沿って位置し、北は涸沼、南は北浦に接し、県面積（6,095.62km²）の3.4%を占める208.18km²の面積を有しています。その内陸部のほとんどが平坦地となっており、市内を流れる巴川や鉾田川、大谷川などの河川流域には水田が広がり、鹿島灘沿いに鹿島台地の丘陵部が形成されています。

気候は、年間を通して寒暖の差が小さく、海洋性気候により恵まれた過ごしやすい温暖な土地といえます。

基幹産業は、この平坦な地形と温和な気候を活かした農業であり、首都圏全体の食料供給地域として、また、メロン、イチゴ、トマト、甘藷（さつまいも）といった野菜等の栽培でも全国有数の生産地として知られています。

2 交 通

本市には、国道51号や主要地方道茨城鹿島線の南北に延びるルート、一般県道下太田鉾田線や一般県道鉾田茨城線などの市中心部を起点とするルート、国道354号や市の中央部を通る主要地方道水戸鉾田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線などが幹線道路として市内道路網の骨格をなしています。

茨城空港の開港にあわせ、整備が進められてきた東関東自動車道水戸線は、交通の利便性などを高めるために、早期の全線開通が待たれるところです。

公共交通機関には鉄道と路線バスがあり、そのうち鉄道においては、南北を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が運行しています。

路線バスは、本市と周辺の市を結ぶ6路線が運行し、うち1路線は、平成19年3月31日に廃線となった鹿島鉄道の代替路線となっています。平成21年9月には、茨城交通の大洗行き、茨大前行きの2路線が廃止されました。また、本市を発着・経由し東関東自動車道を通る高速バス2路線があります。しかし、本市と周辺の市を結ぶバスについては、利用者の減少により一部地域で廃止となっていることから、高齢社会に対応する新たな交通機関の整備が課題となっています。

3 人口・世帯

平成22年国勢調査による本市の総人口は50,156人で、県人口の1.7%となっています。

近年の人口推移をみると、平成7～12年は58人、平成12～17年は139人とそれぞれ増加していましたが、平成17～22年は898人の減少となっており、県の動向と比較すると、県の減少率0.2%を上回る1.8%の減少率となっています。

人口の年齢構成をみると、国や県の動向と同じく、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。そのため、平成22年の高齢化率は県平均22.5%を上回る26.1%まで上昇し、高齢化が一足早く進行していることがわかります。

平成22年国勢調査による世帯数は、平成17年から1,036世帯増加の16,810世帯となり、県全体の1.5%となっています。一方、1世帯あたりの人員は3.2人（平成17年）から3.0人（平成22年）に減少しています。

■ 総人口および年齢3区分人口の推移

単位：人、（ ）は構成比%

区 分		H7	H12	H17	H22
銚田市	総人口	50,857	50,915	51,054	50,156
	0～14歳	8,908 (17.5%)	7,546 (14.8%)	6,608 (12.9%)	6,049 (12.1%)
	15～64歳	32,357 (63.6%)	32,338 (63.5%)	32,125 (62.9%)	31,013 (61.8%)
	65歳以上	9,592 (18.9%)	11,031 (21.7%)	12,321 (24.1%)	13,094 (26.1%)
茨城県	総人口	2,955,530	2,985,676	2,975,167	2,969,770
	0～14歳	505,363 (17.1%)	458,501 (15.4%)	422,913 (14.2%)	399,638 (13.5%)
	15～64歳	2,030,045 (68.7%)	2,030,360 (68.0%)	1,974,159 (66.4%)	1,891,701 (63.7%)
	65歳以上	418,610 (14.2%)	495,693 (16.6%)	576,272 (19.4%)	665,065 (22.5%)

（注）茨城県の総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢3区分人口の合計と一致しない。

資料：国勢調査

■ 世帯数および1世帯あたり人員の推移

単位：世帯、人

区 分		H2	H7	H12	H17	H22
銚田市	世帯数	12,217	13,089	14,044	15,774	16,810
	一世帯あたり人員	4.1	3.9	3.6	3.2	3.0
茨城県	世帯数	833,634	922,745	985,829	1,032,476	1,088,848
	一世帯あたり人員	3.4	3.2	3.0	2.9	2.7

資料：国勢調査

4 産 業

(1) 産業別就業者数の推移

国勢調査によると、就業人口比率では、第1次産業は、平成7年の35.1%から平成22年では31.4%に減少し、第2次産業は、平成7年の23.4%から平成22年では21.5%に減少し、第3次産業は、平成7年の41.5%から平成22年の47.2%に増加すると推計されます。

■ 産業別就業人口の推移

単位：人、() は構成比

区 分		H7	H12	H17	H22
鉾 田 市	就業者総数	26,642	27,118	26,663	26,165
	第1次産業	9,358 (35.1%)	9,041 (33.3%)	8,736 (32.8%)	8,534 (32.6%)
	第2次産業	6,240 (23.4%)	6,441 (23.8%)	5,829 (21.8%)	5,340 (20.4%)
	第3次産業	11,044 (41.5%)	11,636 (42.9%)	12,098 (45.4%)	11,922 (45.6%)
茨 城 県	就業者総数	1,515,816	1,504,046	1,461,560	1,420,181
	第1次産業	142,143 (9.4%)	120,520 (8.0%)	108,019 (7.4%)	82,873 (5.8%)
	第2次産業	533,203 (35.2%)	504,285 (33.5%)	443,203 (30.3%)	401,004 (28.2%)
	第3次産業	835,361 (55.5%)	866,352 (57.6%)	888,758 (60.8%)	863,268 (60.8%)

資料：国勢調査

(2) 産業全般

県計に占める本市の人口の割合は、1.7%となっています。各指標の県計に占める割合がこれよりも高い場合は、人口1人当たりからみた水準が、県内の平均よりも高いことを示しています。

これによると、農業では、県平均より高い水準にあります。また、工業、商業、観光では、低い水準にあります。農業が中心の産業構造となっています。

産業別就業人口の推移

指 標		単位	本 市	茨城県 合計	県計に占める 本市の割合	資 料
人 口		人	50,156	2,969,770	1.7%	平成22年 国勢調査
世 帯		戸	16,810	1,088,411	1.5%	平成22年 国勢調査
農業	総農家数	戸	3,772	103,221	3.7%	平成22年 農業林センサス
	農業就業人口	人	8,567	195,396	4.4%	
工業	事業所数	カ所	86	6,180	1.4%	平成21年 茨城県工業統計調査
	従業員数	人	1,660	265,857	0.6%	
	製造品出荷額等	億円	438	97,794	0.4%	
商業	商店数	店	494	31,248	1.6%	平成19年 茨城県商業統計調査
	従業員数	人	2,967	214,725	1.4%	
	年間販売額	億円	606	68,698	0.9%	
観光	観光入込数	人	366,000	45,805,400	0.8%	平成21年 茨城県観光客動態調査

第3章 基本構想の概要

1 本市のまちづくりと将来像

(1) まちの将来像 ～10年後の銚田が目指すまち～

変化する時代の波は、私たちの暮らしや地域社会のあり方に、直接的にも間接的にも影響を及ぼします。まちづくりにおいても、直面する数々の波を乗り越えながら前進していかなければなりません。そのためにも、市民と行政が共有する目標となる「まちの将来像」が必要となります。そこで、本市のまちづくりの将来像を次のように示します。

【目指すまちの姿】

「いのち」と「くらし」の先進都市

～自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21世紀のまち 銚田～

四季折々にさまざまな姿を見せる豊かな自然は、私たちに安らぎと癒しを与える貴重な資源であり、暮らしの土台を成す「いのち」の源です。私たちは、この「いのち」の恵みを受けながら“農”という生活文化をはぐくみ、「くらし」を支えてきました。また、“農”は“食”という「いのち」の糧をもたらし、私たちは健やかな心身をはぐくんできました。

「いのち」が「くらし」を支え、「くらし」が「いのち」をはぐくむ、こうした営みの連鎖こそが私たちの生活の原点であり、普遍的で理想のまちの姿であるといえます。

21世紀という変化の大きい時代において、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、私たちが互いに手を取りあい、生きる喜びと生きがいに満ちた暮らしができるまち。それが、本市の目指す21世紀の先進都市の姿であると考えます。

(2) まちづくりに向けて ～新しい銚田を創る3つのキーワード～

まちの将来像を実現させるために、次の視点から本市のまちづくりを進めます。

まちづくりの視点

キーワード

自然との共生

豊かな自然環境の中で、誰もが自然の恩恵を授かりながら自然への感謝といたわりの心もち、緑に囲まれて潤いや安らぎに満ちた健やかな生活を送ることのできる“自然との共生社会”を目指します。



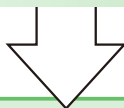
地域の個性を活かす

悠久の昔からの歴史や風土、先人から引き継いできた農の文化に誇りをもち、世代を越えて人と人とが交流を図り、縁ある有形・無形の文化を“まちの個性”として尊び、未来へと引き継ぐ、“個性を活かす社会”を目指します。



市民との協働

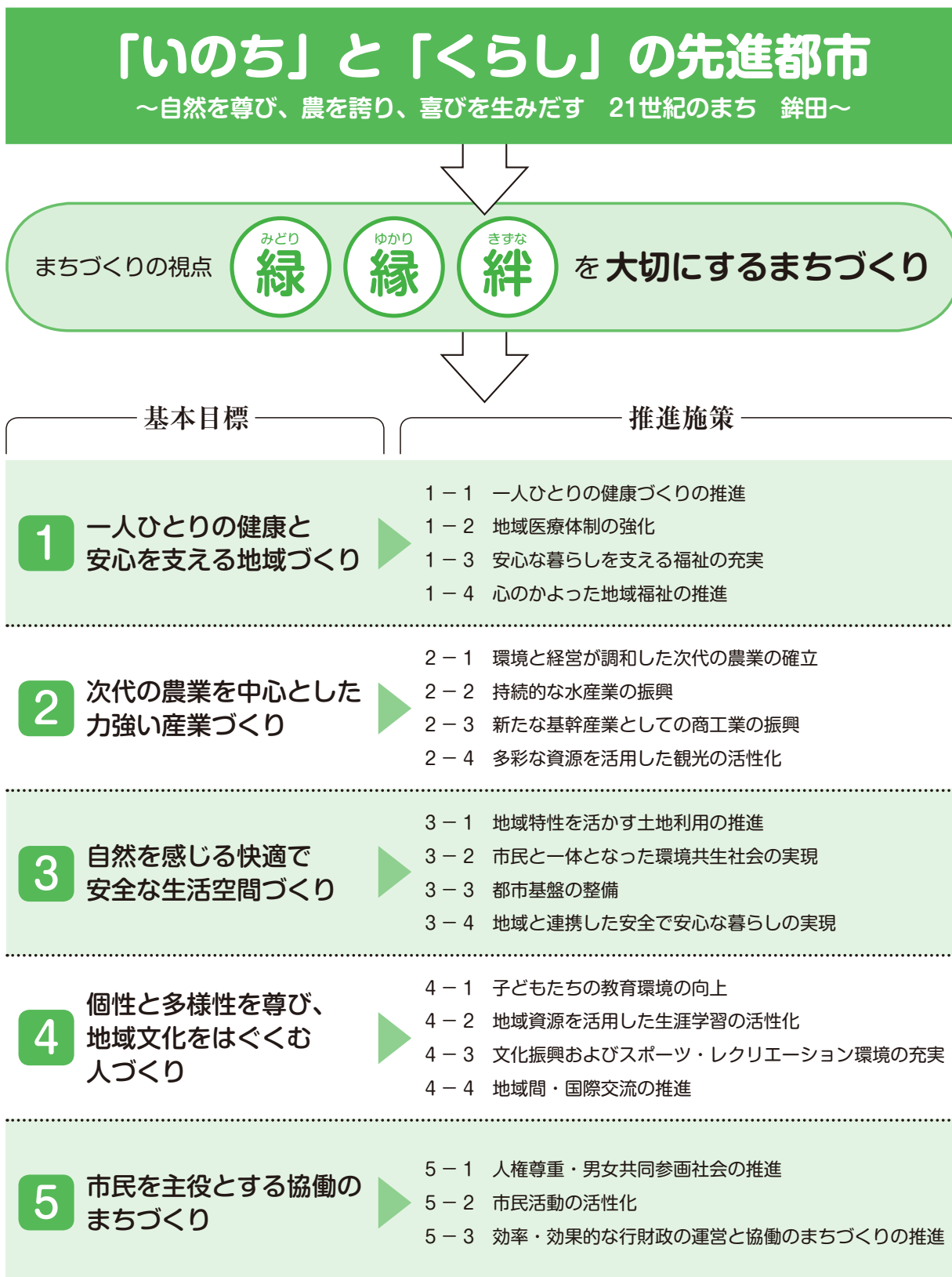
市民、ボランティア・NPO、企業、行政など、まちに関わる多様な主体の誰もが主役となり、一人ひとりがその役割と責任を担いながら、相互の理解と補完の絆によって相乗効果を発揮する“協働社会”を目指します。



を大切にするまちづくり

2 まちづくりの基本目標・施策体系

10年後のまちの将来象『いのち』と「くらし」の先進都市』を実現させるために、5つの基本目標と施策を掲げます。



基本目標 1

一人ひとりの健康と安心を支える地域づくり

【 保健・医療・福祉 】

心身の健康は、暮らしに活力と安心感を与え、人生を豊かにしていきます。この一人ひとりの健康増進を支えるために、より良い暮らしにつなげる保健・医療・福祉サービスの充実とともに、市民を中心とする地域福祉活動の活性化を図ります。こうした取り組みを通じて、笑顔があふれ、健康と安心感に包まれた、一人ひとりが心身ともに元気なまちを目指します。

1-1 一人ひとりの健康づくりの推進

生涯を通じて誰もが健康で生き生きとした生活が営めるよう、保健指導や各種健診などの保健サービスの充実とともに、地元の農産物を利用した食育の展開や生活習慣病予防の普及・啓発を進めて、市民の健康意識の向上とそれを支える健康管理体制の充実に努めます。また、健康増進施設や公園の活用促進、豊かな自然を活かしたウォーキングコースの整備などを進め、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

1-2 地域医療体制の強化

かかりつけ医の普及・定着とともに、誰もが状態に応じた適切なサービスを受けられるよう保健・医療・福祉の連携に努めるなど、地域密着型の医療体制の充実に図ります。また、休日や夜間に発生する急病などに対応する救急医療体制の充実に努めます。

1-3 安心な暮らしを支える福祉の充実

支えを必要とする人が、必要な時に必要なサービスを受けることができるように、国の福祉制度・保険制度の下、市民と協力した子育て環境の向上、高齢者支援の充実、障害者の自立生活の支援、一人ひとりの人権尊重など、やさしさに満ちた福祉を推進します。

1-4 心のかよった地域福祉の推進

市民活動やボランティア活動の活性化、社会福祉協議会活動の充実などを通じて、市民一人ひとりが共に支えあう福祉意識の向上と市民を中心とする地域福祉活動の活性化を図ります。また、地域ケアシステムの一層の充実を図りながら、市民と関係機関との連携による温かく支えあう地域福祉を推進します。

基本目標 2 次代の農業を中心とした力強い産業づくり

【産業振興】

人を集める力に富み、地域社会に安定と潤いを与える産業の活性化に向けて、農業先進地としての高い農業技術を活かし、農畜産物の高品質化・ブランド化による市場競争力の一層の強化に取り組みます。さらに、茨城空港の開港による産業基盤整備と連動した商工業の活性化を図り、力強く調和のとれた産業振興を進めます。そして、こうした産業全体の活性化によって、全国各地から鉾田へと人が集まる『Hターン^{*1}』の実現を目指します。

2-1 環境と経営が調和した次代の農業の確立

農業先進地として「安心・安全」で環境にやさしい農業展開を目指し、有機物堆肥の利活用による土づくりやトレーサビリティシステム^{*2}の導入拡大、流通網の拡大や農用地の利活用の促進、意欲的な農業者の支援に努めるなど、次代の農業の確立に取り組みます。

2-2 持続的な水産業の振興

鹿島灘や北浦、涸沼の漁場環境の保全を図るとともに、水産資源の保護培養による持続的な漁業振興に努めます。

2-3 新たな基幹産業としての商工業の振興

鉾田西部工業団地の早期整備を図るとともに、県や近隣市町村との連携により、企業立地を視野に入れた高速道路網、茨城空港へのアクセス道路などの産業流通基盤の推進に努めます。また、商工関係団体などと連携して経営意欲の向上と魅力ある商品開発による商業の活性化に努めるなど、地域経済の一翼を担う商工業の振興を図ります。

2-4 多彩な資源を活用した観光の活性化

特色ある滞在型の農業体験をはじめ、恵まれた自然環境や歴史、郷土文化などの多彩な地域資源を最大限に活用しながら、スローライフ^{*3}を体現する新たな魅力をもった観光の振興を図ります。

*1 Hターン（ほこターン）：人のさまざまな移住を表現するI・U・Jターンを包含し、全国各地から鉾田に人が集まる流れを創りだすことを、HOKOTA（ほこた）の頭文字“H”で表現した造語。

*2 トレーサビリティシステム：生産物の履歴を追跡できる仕組み。

*3 スローライフ：郷土の食や文化を大切にしながら、その気候や自然を感じたり、睡眠を十分に取ることで、心豊かな生活をゆったりと送ること。

基本目標 3

自然を感じる快適で安全な生活空間づくり

【生活環境・都市基盤・生活安全】

自然と共生し、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の形成に向けて、全市的な環境共生社会の推進に努めます。また、長期的な展望に基づく計画的な土地利用のもと、道路・交通体系をはじめとする都市基盤の着実な整備・充実を図るとともに、市民と連携・協力した地域安全対策に取り組みます。これらの取り組みにより、将来にわたる「いのち」と「くらし」を支える豊かな自然環境の継承と快適性・利便性を兼ね備える、誰もが“ほっと”できる生活空間の実現を目指します。

3-1 地域特性を活かす土地利用の推進

長期的な視点から、豊かな自然と共生する良好な生活環境の形成に向けて、それぞれの地域特性を活かした総合的かつ計画的な土地利用の促進に努めます。

3-2 市民と一体となった環境共生社会の実現

自然環境と人々の暮らしが共生する社会の形成に向けて一人ひとりの3R活動を普及・促進していくとともに、市民と行政が一体となって不法投棄の防止、ごみ処理体制の強化、緑地や水質の保全など、環境に配慮したまちづくりに取り組みます。

3-3 都市基盤の整備

市内の幹線道路・生活道路網の整備を進めるとともに、広域的な交流を活性化する都市間道路整備を推進します。また、新たな公共交通体系を構築し、定住促進と産業振興につながる交通環境の向上を図ります。さらに、これからの社会に不可欠な高度情報基盤をはじめ、上水道施設の整備、下水道や農業集落排水等の整備、公園・緑地の創出、巴川・鉾田川の河川整備の促進など、都市基盤の着実な整備を進めます。

3-4 地域と連携した安全で安心な暮らしの実現

日頃からの防災体制の整備に努め、自然災害や原子力災害の防止および減災を目指します。さらには、事件・事故を未然に防止するため、市民による自主的な防災・防犯活動を推進するとともに、一人ひとりの暮らしを守る安全で安心できるまちづくりに取り組みます。

基本目標 4 個性と多様性を尊び、地域文化をはぐくむ人づくり

【教育・文化・交流】

人は「学ぶ」ことを通じて成長し、やがて社会を、そして歴史を創造していきます。本市では誰もが生涯を通じて「学ぶ」ことの大切さを認識し、共に成長していく生涯学習社会を目指して、地域資源を活用した学習環境づくりと人材育成を推進します。中でも、次代を担う子どもたちが“明日への力”をはぐくむために、郷土を愛する心と生きる力を育成する、調和のとれた学校教育の充実を図ります。

そして「学ぶ」ことや国内外との交流を通じてそれぞれが身につけた見識・技能を結集し、多くの市民が一緒になって新たな歴史を創造していくことを地域の文化として次代に継承していくまちづくりを目指します。

4-1 子どもたちの教育環境の向上

郷土を愛する豊かな心をもった子どもたちを育成するため、一人ひとりの個性を大切にしながら、礼儀を重んじ、お互いの人格を尊重する、心の教育に取り組みます。また同時に、環境、情報、国際教育といった時代に求められる能力の養成とともに、生きる力をはぐくむ教育環境の向上に取り組みます。

4-2 地域資源を活用した生涯学習の活性化

子どもから大人まで、誰もが自ら学び、成長していく生涯学習社会に向けて、生涯学習施設の機能充実と文化複合施設の整備を進めるとともに、自然、文化、人材をはじめとする地域資源を活かした学習内容の充実を図り、市民の学習活動を支援していきます。また、市民のもつ見識・技能をまち全体の活性化に役立てる仕組みづくりに向けて、関係機関と取り組んでいきます。

4-3 文化振興およびスポーツ・レクリエーション環境の充実

貴重な財産である歴史や文化への深い関心と理解を促す機会の創出とともに、自主的な文化芸術活動の活性化に取り組みます。また、各種スポーツ教室の開催や指導者の育成に努めるとともに、市民が気軽に参加できる生涯スポーツ・レクリエーション環境の充実を図ります。

4-4 地域間・国際交流の推進

お互いの活動の活性化や個性を尊重する意識の醸成につながる、市民活動を中心とした全国各地との地域間交流と国際交流を推進します。また、国際感覚の豊かな人材を育成する環境づくりを進めていきます。

基本目標 5 市民を主役とする協働のまちづくり

【 人権・参画・協働・行財政 】

まちづくりとは、市民と行政が力をあわせて住みよいまちを目指すために取り組む、創造活動です。そのための基盤として、お互いを尊重し合い、共に活躍できる人権尊重・男女共同参画社会を推進します。

また、より良い暮らしを実現していくため、市民活動の活性化とともに、効率的で質の高い行財政運営システムを構築する積極的な行財政改革に取り組みながら、市民と行政とが相互に信頼する協働のまちづくりを目指します。

5-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

誰もが平等に暮らせる社会の実現を目指し、市民と行政が一体となってあらゆる場面で人権教育や人権意識の啓発に取り組んでいきます。また、男女が互いをパートナーとして尊重し、あらゆる分野で一人ひとりの能力が発揮される男女共同参画社会を推進します。

5-2 市民活動の活性化

より良い暮らしを実現する市民活動を支援するため、地域におけるボランティア活動の活性化や自治意識醸成のための情報提供、学習機会の充実や団体・指導者の育成などに努めます。さらに、市民活動と連動しながら、市民のまちづくりへの積極的な参画を促進します。

5-3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進

地方分権の流れに的確に対応するため、市民の意見や民間の経営手法の導入、国の各種制度の活用など効率的・効果的な行財政の運営に努め、質の高い行政サービスの提供を推進します。

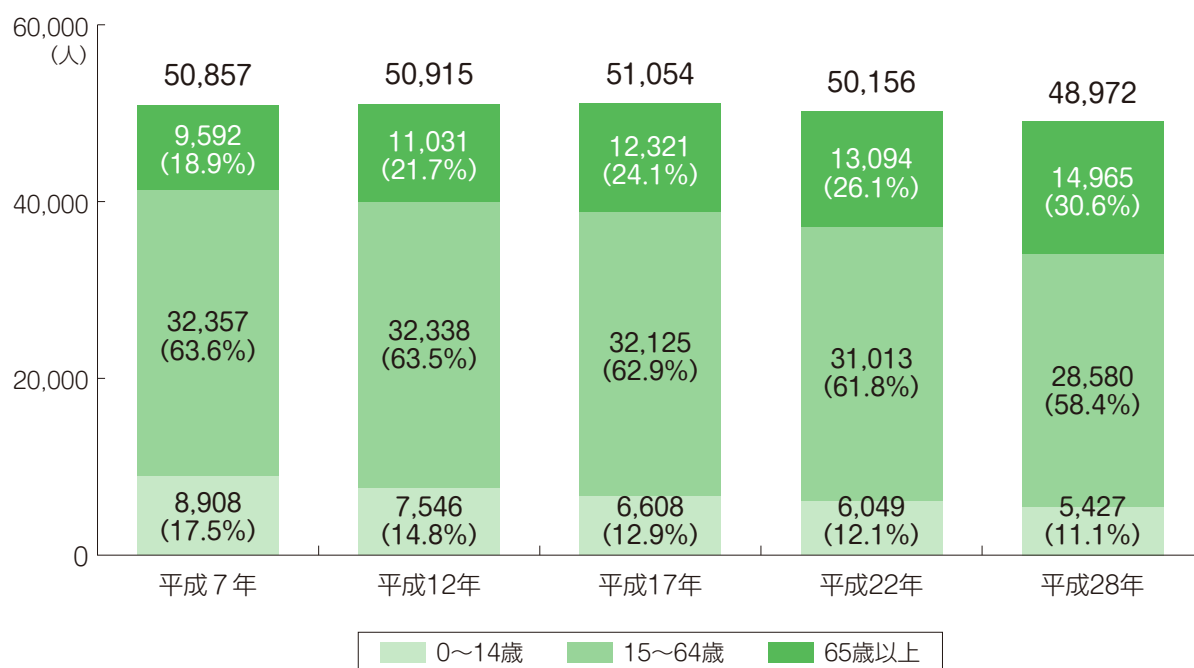
また、市民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を担う協働のまちづくりを目指し、市民や市民活動の力をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めていきます。

3 人口推計

本市の人口は、国勢調査によると、平成7年が50,857人、平成12年が50,915人、平成17年が51,054人、平成22年が50,156人と、平成22年から減少に転じています。

国勢調査によるコーホート変化率法による推計人口では、減少傾向が続き、平成28年には、48,972人と推計され、平成17年と比較すると2,082人減少すると想定されます。

また、年齢別の人口推計では、平成28年を0～14歳人口5,427人(割合11.1%)、15～64歳人口28,580人(割合58.4%)、65歳以上人口14,965人(割合30.6%)と想定されます。



(注) コーホート変化率法

「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、「コーホート法」とは、そのコーホートの時間的な変化を基に将来人口を推計する方法です。今回の人口推計では、国勢調査実施年である平成12年から平成22年の5年ごとに、人口を男女別・年齢別(5歳ごと)に区分し、センサス変化率を用いたコーホート法により、人口を推計しています。

資料：国勢調査

第4章 東日本大震災への対応

平成23年3月11日午後2時46分に宮城県牡鹿半島沖を震源として発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及びました。この地震で、大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部は壊滅的な被害を受けました。また、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、東北地方や関東地方の広大な範囲で被害が発生しました。さらに、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質漏れや大規模停電なども重なって、経済的な二次被害がもたらされています。

(鉾田市の状況)

本市においても震度6強というこれまでに体験したことのない大地震により死者2名、多くの重軽傷者、建物の全壊・半壊、がけ崩れ、道路の陥没等甚大な被害を受けました。

そのため、災害に強い安心安全なまちづくり、市民生活及び地域経済・産業の回復に向けて、一刻も早い都市基盤及び生活基盤の復旧を推進することが求められます。

そこで、復旧・復興に向けた方向、施策などを市民に示すことにより、市民協働による効率的かつ効果的な事業展開を進めるため、後期基本計画では、東日本大震災への対応の方向性も含めます。

(1) 取組みの進め方について

震災からの復興に向けて、円滑に復旧を推進するため、3つの取組み方針を定めます。

①生活再建に向けた取組み

住居が全壊するなど生活基盤に著しい損害を受けた世帯に、住宅修繕助成金や災害見舞金を給付するとともに、被災者生活再建支援金及び災害援護資金など各種融資制度の活用促進により、被災者の生活及び住宅の再建支援に努めます。

②公共施設等の復旧に向けた取組み

被災した公共施設等について、各施設の詳細な状況を把握し、各施設に相応しい災害復旧事業を行い、行政等のサービスが長期間停滞しないように、早期復旧と代替施設等による機能維持に取り組めます。

③地域経済の回復に向けた取組み

福島第1原子力発電所事故による放射性物質飛散及び風評被害に苦しむ農家等を支援するため、東京電力への損害賠償請求だけでなく、野菜の放射能濃度分析事業については、市で放射能検査機器を導入し、市内の生産者を対象に検査をこれまで同様継続するとともに、定期的に専門の検査機関へ検査を委託し、市内の農産物の安全性を広く周知していきます。また農林漁業者向けの融資制度をはじめとした各種補助融資制度及び中小企業向けの融資制度の活用を促進することにより生産力及び地域経済の回復に向けた取組みを進めていきます。

取り組みについては、「復旧期」と「復興期」に区分し、各分野別に進めます。

①復旧期

生活や産業の再開に不可欠なインフラの復旧、住宅や都市基盤の再建・整備に加え、復興に向けた準備を進めます。

また、震災後の平成22年度（平成23年3月11日）から平成24年度を復旧の取組み期間とします。

②復興期

復興に向けて重要なことは、公共施設の早期復旧をはじめ、市民の暮らしを支える地域経済・産業の再建にあります。そのため風評被害に起因する賠償や銚田市の財政悪化を防ぐための、更なる財政支援や液状化対策等について国に強く要望するとともに東日本大震災復興特別区域法による復興特区制度や復興交付金の活用を検討していきます。

あわせて、市の本格的な復興に向け、緊急輸送路及び避難路等の整備を含めた防災機能の強化による、安心して安全なまちづくりの着実な推進を図ります。

また、復旧したインフラを基に、震災前にも増して、市民生活の安定と活力を取り戻し、地域の活力を高めていきます。

「東日本大震災への対応」の記載について

Ⅱの基本計画で記述するには、現状と課題を踏まえての具体的事業化までに間もないことや、復興特別区域制度や復興交付金等の制度についてまだ明確になっていないことなど、東日本大震災からの被害の復旧だけではなく、本市が震災前にも増して活力にあふれ、安心して安全なまちとして発展する計画を目指すため「東日本大震災への対応」については、Ⅱ基本計画への記述ではなくⅠ序論第4章へ取りまとめた記述としました。

Ⅱ基本計画へは、Ⅰ序論第4章へお示しした施策の実現のため熟度を増しながら順次取り込んでいきます。また、その方法は毎年、年度計画により反映をさせます。

(2) 分野別の取り組みについて

復旧・復興に向けた主な取り組みを分野別に示します。

基本目標 1

一人ひとりの健康と安心を支える地域づくり

市民の心と体のケア、経済的な支援、医療機関等の関係機関との連携強化などを進め、市民が被災後の生活や健康に不安なく、お互いに支え合う地域づくりに努めます。

施策名	事業内容
1-1-1 保健サービスの充実	○医療機関情報の提供や要援護支援への対応など関係機関との連携強化について協議を進めます。 ○鉦田保健センター等の保健施設の災害復旧を進めます。
1-2 地域医療体制の強化	○在宅酸素療法や人工呼吸器、人工透析など、常時医療ケアを受けている市民に対する災害時の支援体制の整備を図ります。 ○大規模災害時における円滑な救出・救護活動に向けた訓練への参加など、医療機関等との連携を図ります。
1-3-1 子育て支援の充実	○児童扶養手当所得制限の緩和、保育所（園）保育料の減免、障害福祉サービス利用者負担額の減免などを実施します。
1-3-2 高齢者福祉の充実	○介護保険料の減免及び徴収猶予、介護保険利用者負担免除、介護保険施設等の食費・居住費免除などを実施します。 ○老人福祉センターともえ荘等の復旧を進めます。
1-3-5 社会保障制度の周知・利用促進	○国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予措置を実施します。 ○国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費一部負担金の免除措置を実施します。
1-4 心のかよった地域福祉の推進	○被災者生活再建支援金、義援金、市見舞金などの早期申請・支給に努めます。 ○災害に関する各種相談等に応じ、各種災害支援制度を進めます。 ○自力で避難することが困難な高齢者や障害者等（要援護者）の避難誘導等の実施体制の確立を図ります。 ○社会福祉施設等の協力を得ながら、一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障害者等のための福祉避難所の充実を図ります。 ○社会福祉協議会との協働により受入・活動体制を整備し、中・高・大学生等をはじめとした各種ボランティアとの連携協力を図ります。

基本目標 2

次代の農業を中心とした力強い産業づくり

地域産業を支える農商工や観光交流産業の生産基盤の復旧と支援、新たな産業や担い手育成を進めるとともに、風評被害対策や野菜の放射能濃度分析に取り組み、再生を進めます。

施策名	事業内容
2-1 環境と経営が調和した 次代の農業の確立	○震災及び福島第一原子力発電所事故に係る農産物等の出荷制限、風評被害等による損害賠償請求や損失を受けた農業者への融資や利子の助成などを実施します。 ○農林水産業施設の復旧、銚田市産野菜の放射能濃度分析などを実施します。
2-2 持続的な水産業の振興	○震災被害により休漁等を余儀なくされた漁業者、また漁船・漁具の復旧を図るため、県信漁連の融資する資金に対し利子助成を実施します。
2-3 新たな基幹産業としての 商工業の振興	○中小企業者への各種融資制度等、商工業災害復旧事業など、生産力及び地域経済の回復に向けた支援に努めます。 ○雇用を生む被災地の企業の再建や引き留め、さらには誘致に取り組む政策など、雇用復興に向けて取組みます。
2-4 多彩な資源を活用した 観光の活性化	○鹿島アントラーズ選手による保育所（園）や小学校への訪問活動をとおして被災者や地域を勇気づけ、元気づけるとともに、地域の一体感を増す取組みに努めます。

基本目標 3

自然を感じる快適で安全な生活空間づくり

道路・上下水道等の社会基盤や公共施設等の復旧等に取り組みます。また、今回の震災を教訓に、地域防災体制の強化や防災拠点の整備・確保を進めるとともに、情報伝達手段の再構築など、災害に強く、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

施策名	事業内容
3-2-1 自然環境保全・3R活動の推進	○鉾田クリーンセンターの復旧を進めます。
3-2-3 生活関連施設の維持管理	○エコパーク鉾田、大洋サニタリーセンターの復旧を進めます。
3-3-1 都市計画の推進・住環境の向上	○安塚公園、親水公園等の施設の復旧を進めます。 ○鉾田市東日本大震災住宅修繕助成金を実施します。
3-3-2 上水道の整備	○災害時に対応できるよう自家発電施設などの整備を図ります。 ○給水拠点の見直し等応急給水活動の改善を図ります。
3-3-3 生活排水処理施設の整備	○地震に伴う液状化等で被災した管渠等を修繕するとともに、今後、管渠を整備する箇所で、液状化の恐れがある箇所については、必要な対策を講じます。
3-3-4 交通環境の向上・河川および海岸の整備	○震災により被災した道路、橋梁等の公共土木施設を、被災以前の機能を復旧します。
3-3-5 情報通信技術の活用	○災害対策本部における情報機器類の整備（テレビ、インターネット用パソコン等）を進めます。 ○避難所等への個別受信機の設置や、災害時優先電話の活用を進めるなど、災害対策本部と避難所及び避難所間等の通信手段の拡充を図ります。 ○災害対策本部における執務機器類の整備や、庁舎内における非常用電源対策及び活動用燃料の備蓄を進めるとともに、職員体制や防災訓練の充実を図ります。 ○戸別受信機の早期全戸配布に向けた整備や、受信困難世帯への改善対策等を引き続き実施します。 ○広報の充実のため広報車及び職員体制の充実を図ります。

3-4

地域と連携した安全で安心な暮らしの実現

- 防災計画を見直します。
- 避難所の運営体制と環境の整備、地域・市民の防災力の向上、原子力災害への対応、消防施設の復旧などを進めます。
- 地域の防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設等への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を進めます。
- 防災関係機関等との連携強化による災害予防等の充実、警察及びライフライン関連事業者等をはじめとした、防災関係機関等との連携強化に努め、災害予防及び応急対策の充実を図ります。
- 住民の避難誘導や避難所の開設・運営など、各種応急活動等における市とコミュニティとの連携協力に向けた協議を進めます。
- 今回の震災を踏まえ、小中学校等を交えた、コミュニティとの合同による、地域の特性に応じた防災訓練の充実を図ります。
- 避難所となる公共施設に備蓄倉庫を整備し、発電機や照明器具などの必要備品及び水・食糧・毛布・生活物資等の備蓄を進めます。
- 水・食糧・生活物資等の円滑な調達に向け、関連事業者及び他の地方自治体等との連携協力の拡充を図ります。また、避難所への迅速な物資運搬に向けた活動用燃料の確保を進めるとともに、職員体制の充実を図ります。
- 生活用水等の確保として、既存井戸の活用等など、生活用水等の確保を図ります。
- 消防団員を確保するとともに、地域における消防・防災関係団体との連携を進めるなど、その充実強化を図ります。
- 市民生活に関連する放射線及び放射能濃度の測定を行い、市内の汚染状況の把握に努めるとともに、測定機器の貸出しや、特に放射線の影響を受けやすい子供に配慮しながら公共施設の放射能対策を行うことなどにより、市民に安全安心な情報を提供します。
- 原子力災害対策を抜本的に見直し、東海第二原発において福島原発と同様の事故が発生した場合を想定し、環境放射線及び原子力施設監視体制の強化、住民の避難誘導體制、緊急被ばく医療体制等の確立を図ります。
- 原発の隣接自治体においても、施設の安全確保のための措置に関する請求など、所在自治体と同様の措置等が行えるように、原子力安全協定の見直しに向けた事業者等との協議を進めます。

基本目標 4

個性と多様性を尊び、地域文化をはぐくむ人づくり

生涯学習施設の復旧を進めるとともに、市民交流の拠点施設を市民の避難場所として、防災機能の整備強化を図ります。

施策名	事業内容
4-1 子どもたちの教育環境の向上	○教育施設などの復旧を進めます。 ○防災教育の充実として、災害から身を守る意識・行動等を日常的に学ぶ機会を提供するため、園児・児童・生徒に対する防災教育の充実を図ります。
4-2 地域資源を活用した生涯学習の活性化	○生涯学習施設などの復旧を進めます。 ○市民交流の拠点施設は、市民の避難所などとして、防災機能の整備強化に向けて取組みます。
4-3-2 スポーツ・レクリエーション活動の充実	○鉾田総合公園、旭スポーツセンター等のスポーツ・レクリエーション施設の復旧を進めます。

基本目標 5

市民を主役とする協働のまちづくり

今回の震災において、地域コミュニティは、救援や避難など様々な活動において重要な役割を果たすことが再認識されました。そのため、市民活動団体、地域コミュニティ等の地域力の再生強化を進めます。また、多様な主体が「共助」の精神で活動することが重要であることから、「新しい公共」の力が発揮できるように、制度・仕組みの構築等に取り組めます。

施策名	事業内容
5-2 市民活動の活性化	○被災地の復興のために、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要であることより、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組めます。 ○地域の特性に応じた防災訓練の充実を図ります。 ○今回の震災を踏まえ、小中学校等を交えた、コミュニティとの合同による、地域の特性に応じた防災訓練の充実を図ります。（再掲）
5-3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進	○被災した公共施設等について、現状復旧・機能復旧を早急に進めるとともに、被災の状況に応じて、再度の災害防止及び安全確保に視点を置いた改良、改築を実施します。 ○固定資産税、市民税等市税等の減免及び徴収猶予の措置を実施します。